

計画作成年度	令和3年度
計画主体	静岡県熱海市

熱海市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 静岡県熱海市観光経済部観光経済課
所在地 静岡県熱海市中央町1番1号
電話番号 0557-86-6215（直通）
FAX番号 0557-86-6199
メールアドレス norin@city.atami.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ハクビシン、 ニホンジカ、アナグマ、台湾リス、 カラス、ヒヨドリ
計画期間	令和4年度 ～ 令和6年度
対象地域	静岡県熱海市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	果樹（ㇿ）	1,250	560
	野菜	360	181
	いも類	143	34
	小 計	1,753	775
サル	果樹（ㇿ）	1	1
	野菜	14	8
	いも類	14	5
	小 計	29	14
ハクビシン	果樹（ㇿ）	102	110
	野菜	15	7
	小 計	117	117
ニホンジカ	果樹（ㇿ）	715	111
	小 計	715	111
アナグマ	果樹（ㇿ）	1	10
	小 計	1	10
台湾リス	—	—	—
	小 計	—	—
カラス	果樹（ㇿ）	30	71
	野菜	11	8
	小 計	41	79
ヒヨドリ	果樹（ㇿ）	147	134
	野菜	3	2
	小 計	150	136
合 計		2,806	1,242

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシは初島を除く市内全域に生息しており、主として4月から6月にかけてタケノコ、7月から10月にかけていも類、それ以降の果樹（ミカン）の被害が生じている。また、畑においてミミズを採餌する際に石垣が崩される等の被害のほか、ゆり根等花き類にも被害が生じている。令和2年度においても住宅地や市街地での目撃情報や被害報告が多数あり、人身、生活被害も懸念される。

②サル

サルによる被害は、年間を通じて発生している。果樹（ミカン、びわ等）の食害が多い。また、深刻なのは民家に侵入し食べ物を取ったりするなどの生活被害がある。市内の泉～熱海地区に生息していた個体群は消滅傾向にあるが、神奈川県との県境付近では大きな群れが出没しており、神奈川県に生息している群れと考えられる。

③ハクビシン

ハクビシンによる被害は、年間を通じて初島を除く市内全域で発生している。果樹（ミカン等）等の食害に加えて、人家の屋根裏に住み着くといった生活被害も報告されている。初島を除く市内全域に生息し、市街地にも出没する。

④ニホンジカ

ニホンジカによる被害件数は増加傾向にある。市内では山間部でのみ生息しており元々目撃情報も少なかったが、市内での目撃情報も多くなっており、人家近くに侵入して住民が危険にさらされるなどの生活被害も発生している。近隣市町では既に多くの被害が発生しており、近隣市町の個体の生息域が市内にまで及んだものと考えられ、今後の被害拡大が懸念されている。

⑤アナグマ

アナグマによる被害件数は少ないものの初島を除く市内全域に生息し、市街地にも出没する。果樹（ミカン等）等の食害に加えて、人家の床下に住み着くといった生活被害も報告されており、今後の被害拡大が懸念されている。

⑥タイワンリス

タイワンリスによる被害は確認されていないが、近年伊東市との市境付近で生息が確認されており、伊東市において深刻な被害があることから、今後の生息域の拡大及び被害発生が懸念される。

⑦カラス

カラスによる被害は、多賀地区、伊豆山地区の山間部において、秋口からの果樹（ミカン等）等で発生している。また、残飯ごみを漁ったり、電線に集団でとまり鳴き声がうるさい等の環境被害は市内全域で発生している。近年、環境被害の通報が多くなってきている。

⑧ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は網代地区、多賀地区、伊豆山地区の山間地において、秋口からの果樹（ミカン等）や野菜等で発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
イノシシ	1,753	775	1,227	659
サル	29	14	26	13
ハクビシン	117	117	82	100
ニホンジカ	715	111	501	95
アナグマ	1	10	1	9
タイワンリス	0	0	0	0
カラス	41	79	37	75
ヒヨドリ	150	136	135	129
計	2,806	1,242	2,009	1,080

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣駆除事業 （主体：あいら伊豆農協）</p> <p>・熱海ワナの会により、ほぼ市内全域を対象として、イノシシを中心とした駆除を行い被害の軽減を図った。また、各種箱ワナを拡充した。</p> <p>有害鳥獣捕獲事業</p> <p>・田方猟友会熱海分会により、イノシシを中心とした駆除を行い、被害の軽減を図った。</p> <p>・その他、市においてわなを使用してイノシシ等の駆除を行い、被害の軽減を図った。カラス、ヒヨドリに関しては、特に被害防止対策は講じてこなかった。</p>	<p>狩猟者の高齢化に伴う、捕獲能力の低下</p> <p>狩猟者の高齢化に伴う、捕獲能力の低下</p>
防護柵の設置等に	<p>有害鳥獣被害防止事業</p> <p>・市では、有害鳥獣被害防止事業として、防護柵設置者に対して補助（資材購入費の半額以下）を行った。</p> <p>サル生息状況調査</p> <p>・業者に委託し群れの行動を把握し効率的な追い上げに努めた。また隣</p>	<p>防護柵整備への理解が徐々に進んできており、予算が枯渇する可能性がある。電気柵については安全に運用されるよう注視していく。</p> <p>サルについて一定の行動範囲は把握できたが、駆除を行えないため、通年での追</p>

する 取 組	県の群れが度々侵入してきており、当該行政機関と連携して対応した。	い上げ対応が必要となっている。高齢の個体に発信機を取り付けたが外れたため、若い個体に新たに発信機を取り付ける必要がある。県外の群れが度々侵入してきており、当該行政機関との連携を密にして対応していく。
--------------	----------------------------------	---

(5) 今後の取組方針

<p>令和2年度までイノシシを中心として国及び県の支援を受け、また田方猟友会熱海分会及び熱海ワナの会と連携して有害鳥獣捕獲に取り組んできており、前年度を上回る捕獲実績を上げた結果、鳥獣による被害金額及び面積は令和元年度以降堅調に減少しているものの、なおイノシシを中心とした被害は多く、引き続き捕獲を継続して実施し、更なる被害軽減を図っていき、令和6年度被害軽減目標を2,009千円、1,080aとする。</p> <p>捕獲能力維持・強化のため、あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会において捕獲機材の普及を進めるとともに、ワナの会等の関係機関と連携して講習会を開催し、狩猟者の育成も進めていく。</p> <p>また有害鳥獣の捕獲の促進を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合対策事業）を活用していく。</p> <p>サルに関しては、より一層行動を把握し対応できるよう、若い個体に発信機を取り付けを図っていく。花火等での追払いを主体に実施していくが、人身被害の恐れのある場合は止む無く銃器やワナによる捕獲も検討していく。県外から侵入してきた群れについては、当該行政機関と連携を図って対応する。</p> <p>タイワンリスに関しては、被害発生が懸念されていることから、新たに対象鳥獣に加えて、発生状況に応じて捕獲を実施していく。</p> <p>カラス、ヒヨドリについては、発生状況に応じて捕獲を検討していく。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制（令和2年度）

田方猟友会熱海分会 (狩猟者で構成)	会 長： 1名 副会長： 1名 会員数： 27名 活動方針： 農業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲班が被害防止目的捕獲を行う。 また、サルについて追払いを近隣市町と協力して行う。
熱海ワナの会 (農業者中心の組織)	会 長： 1名 副会長： 2名 会員数： 37名 活動方針： イノシシ、シカ等農業者等の依頼を受けて捕獲を行う。近隣市町と協力体制を築く。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4年度	イノシシ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会等の関係機関と連携して、捕獲機材の普及を進めると共に、講習会を開催し狩猟者の確保、育成を進めて、捕獲の強化を図る。
	サル	花火等を利用した追払いを主体に実施するが、人身被害等のおそれのある場合は、銃器やわなによる捕獲を検討する。生息状況調査を専門業者へ委託するとともに、県外から侵入してきた群れについては、当該行政機関と連携を図って対応する。
	ニホンジカ	情報収集に努め、市による予察捕獲の実施など必要な捕獲の強化を図る。また、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	ハクビシン アナグマ	わなによる捕獲を実施する。
	タイワンリス	被害の発生のおそれがあることから、状況に応じてわなによる捕獲を実施する。
	カラス ヒヨドリ	被害の発生状況に応じて、捕獲を検討する。
令和 5年度	イノシシ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会等の関係機関と連携して、捕獲機材の普及を進めると共に、講習会を開催し狩猟者の確保、育成を進めて、捕獲の強化を図る。
	サル	花火等を利用した追払いを主体に実施するが、人身被害等のおそれのある場合は、銃器やわなによる捕獲を検討する。生息状況調査を専門業者へ委託するとともに、県外から侵入してきた群れについては、当該行政機関と連携を図って対応する。
	ニホンジカ	情報収集に努め、市による予察捕獲の実施など必要な捕獲の強化を図る。また、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	ハクビシン アナグマ	わなによる捕獲を実施する。
	タイワンリス	被害の発生のおそれがあることから、状況に応じてわなによる捕獲を実施する。
	カラス ヒヨドリ	被害の発生状況に応じて、捕獲を検討する。
令和 6年度	イノシシ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会等の関係機関と連携して、捕獲機材の普及を進めると共に、講習会を開催し狩猟者の確保、育成を進めて、捕獲の強化を図る。
	サル	花火等を利用した追払いを主体に実施するが、人身被害等のおそれのある場合は、銃器やわなによる捕獲を検討す

		る。生息状況調査を専門業者へ委託するとともに、県外から侵入してきた群れについては、当該行政機関と連携を図って対応する。
	ニホンジカ	情報収集に努め、市による予察捕獲の実施など必要な捕獲の強化を図る。また、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
	ハクビシン アナグマ	わなによる捕獲を実施する。
	タイワンリス	被害の発生のおそれがあることから、状況に応じてわなによる捕獲を実施する。
	カラス ヒヨドリ	被害の発生状況に応じて、捕獲を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ イノシシは生息頭数を正確に把握することは難しいが、被害が後を絶たないことから、平成30年～令和2年の平均捕獲頭数をもとに、年間捕獲計画数を210頭とする。</p> <p>② サル 県のレッドデータブックに掲載されており、生息状況調査を目的とした捕獲し発信機個体数は消滅傾向にあるものと思われるが、湯河原町を生息域とする群れが度々市内に出没している。これら状況を踏まえ、神奈川県や湯河原町とニホンザル被害対策連絡会を開催しているので、連携協議しながら被害対策に取り組んで行く。また、他の個体についても一定の対策を講じる必要があるため、追払いを主体として対策を行っていく。なお、サルによる人家侵入や威嚇、糞害、果実の被害などが年々増加傾向にあることから、人身被害等のおそれのある場合は、銃器やわなによる捕獲を検討することとし、当面、捕獲計画数は設定しない。</p> <p>③ ハクビシン 年間を通じて通報があり被害も見られるため、捕獲わなを設置する対策を講じている。目撃情報が相次ぐことから、平成30年～令和2年の平均捕獲頭数をもとに年間捕獲計画数を35頭とする。</p> <p>④ ニホンジカ 生息実態調査の結果、局所的に高密度な場所も確認され、生息密度が上昇していることから、被害の増加を見込み年間捕獲計画数を30頭とする。</p> <p>⑤ アナグマ 被害件数は少ないが目撃情報が増えていることから、令和元年～令和2年の平均捕獲頭数をもとに年間捕獲計画数を15頭とする。</p> <p>⑥ タイワンリス 被害は発生していないが、発生状況に応じて必要な捕獲を実施することとし、当面、捕獲計画数は設定しない。</p>

- ⑦ カラス
被害の発生状況に応じて必要な捕獲を実施することとし、当面、捕獲計画数は設定しない。
- ⑧ ヒヨドリ
被害の発生状況に応じて必要な捕獲を実施することとし、当面、捕獲計画数は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	210頭	210頭	210頭
サル	0頭	0頭	0頭
ハクビシン	35頭	35頭	35頭
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭
アナグマ	15頭	15頭	15頭
タイワンリス	0頭	0頭	0頭
カラス	0頭	0頭	0頭
ヒヨドリ	0頭	0頭	0頭
合計	290頭	290頭	290頭

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、わな・銃器を用いて対処捕獲を実施していく。</p> <p>サルについては、花火を利用した追払いを中心とするものの、必要に応じて銃器及び箱わなを用いた対処捕獲を検討していく。個体数の調整が必要となる程の被害が発生する場合は予察捕獲を検討していく。</p> <p>ニホンジカについては、予察捕獲の実施やわなによる捕獲の強化を図る。</p> <p>ハクビシン・アナグマについては、わなを用いて対処捕獲を実施していく。</p> <p>タイワンリスについては、被害の発生状況に応じてわなを用いて対処捕獲を実施していく。</p> <p>対象区域はいずれも初島を除く市内全域である。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
熱海市内	対象鳥獣については許可権限委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ サル ハクビシン ニホンジカ アナグマ タイワンリス カラス ヒヨドリ	資材購入費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を交付する。(10件を目標とする) 適切な設置・管理方法を指導する。	資材購入費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を交付する。(10件を目標とする) 適切な設置・管理方法を指導する。	資材購入費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を交付する。(10件を目標とする) 適切な設置・管理方法を指導する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材の導入、わな免許取得の推進を行い、狩猟者の確保と育成を図る。 また、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備(防護柵、電気柵)、追払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	サル	追払いを実施するとともに、効率的に追払いを行うためにサルの生息状況調査を行うための発信機を取り付けるための捕獲を図る。
	ニホンジカ	市内への被害の拡大のおそれがあることから、情報収集に努め、必要な捕獲等を実施する。
	ハクビシン アナグマ	地域住民が主体的に侵入防止網の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	タイワンリス	被害の発生のおそれがあることから、情報収集に努め、必要な捕獲等を実施する。
	カラス	地域住民が主体的に侵入防止網の整備、追払い活動等を行

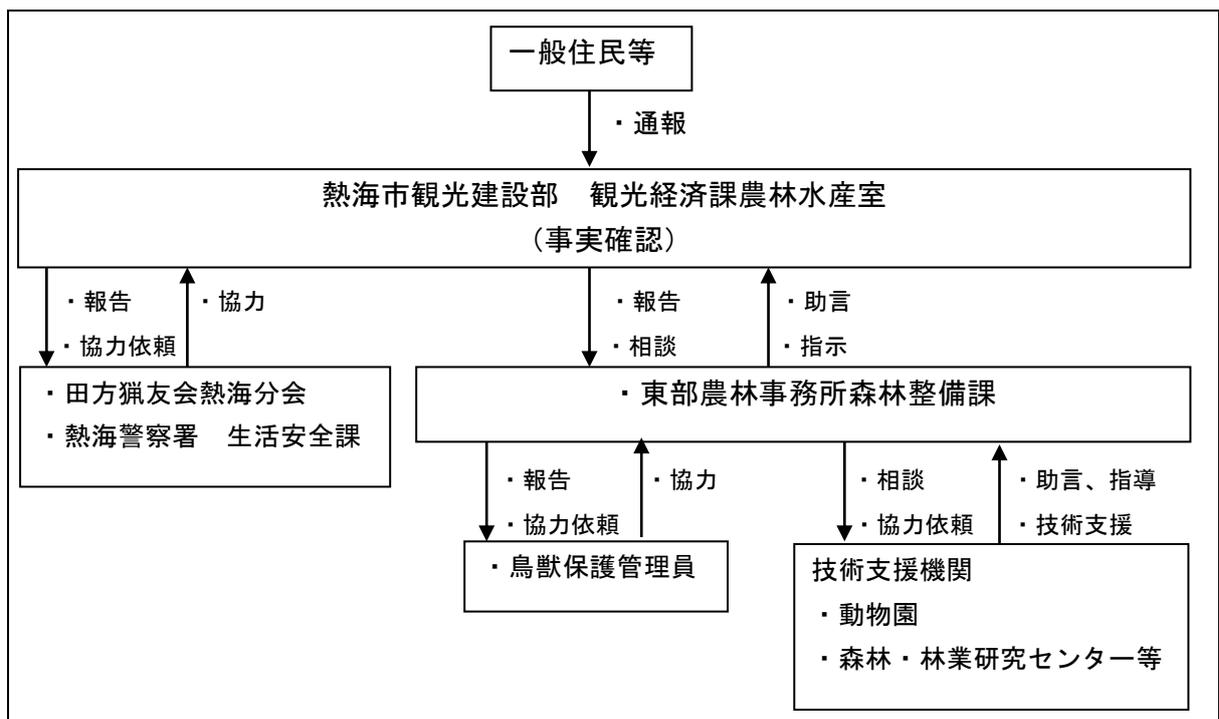
	ヒヨドリ	えるような体制整備の確立を目指す。
令和 5年度	イノシシ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材の導入、わな免許取得の推進を行い、狩猟者の確保と育成を図る。 また、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備(防護柵、電気柵)、追払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	サル	追払いを実施するとともに、効率的に追払いを行うためにサルの生息状況調査を行うための発信機を取り付けるための捕獲を図る。
	ニホンジカ	市内への被害の拡大のおそれがあることから、情報収集に努め、必要な捕獲等を実施する。
	ハクビシン アナグマ	地域住民が主体的に侵入防止網の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	タイワンリス	被害の発生のおそれがあることから、情報収集に努め、必要な捕獲等を実施する。
	カラス ヒヨドリ	地域住民が主体的に侵入防止網の整備、追払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和 6年度	イノシシ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材の導入、わな免許取得の推進を行い、狩猟者の確保と育成を図る。 また、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備(防護柵、電気柵)、追払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	サル	追払いを実施するとともに、効率的に追払いを行うためにサルの生息状況調査を行うための発信機を取り付けるための捕獲を図る。
	ニホンジカ	市内への被害の拡大のおそれがあることから、情報収集に努め、必要な捕獲等を実施する。
	ハクビシン アナグマ	地域住民が主体的に侵入防止網の整備等を行えるような体制整備の確立を目指す。
	タイワンリス	被害の発生のおそれがあることから、情報収集に努め、必要な捕獲等を実施する。
	カラス ヒヨドリ	地域住民が主体的に侵入防止網の整備、追払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熱海市観光経済課農林水産室	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認 ・各機関へ報告及び協力要請 ・現場対応
田方猟友会熱海分会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて現場対応協力
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・現場対応立会い
熱海警察署生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて協力
東部農林事務所森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・熱海市に対し助言、指示
静岡県自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・東部農林事務所森林整備課に対し助言、指示
技術支援機関（動物園、森林・林業研究センター等）	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ助言、指導、技術支援

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、原則殺処分後速やかに埋設または焼却処分を行うが、学術研究又は関係法令等を遵守し利活用する場合はこの限りではない。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

民間の野生生物解体処理施設と覚書を締結して個体を提供し、食肉としての利活用について研究していく。また当該施設に対し食品衛生法等関係法令の遵守を指導する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会 (設立年月日：平成22年3月29日)	
構成機関の名称	役割	
熱海市	協議会と連携し、有害鳥獣に関する事業の実施を進めていく。	
伊東市	協議会と連携し、有害鳥獣に関する事業の実施を進めていく。	
静岡県東部農林事務所	協議会と連携し、有害鳥獣に関する事業の実施を進めていく。	
田方猟友会熱海分会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。	
田方猟友会伊東分会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。	
熱海ワナの会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。	
伊東わなの会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。	
静岡県農業協同組合中央会	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

熱海市鳥獣被害対策実施隊 規模：6名 構成：熱海市観光経済課職員
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

熱海市内における農作物の被害は深刻な状態であり、農業者の高齢化も進み、担い手の確保も難しい状況の中、侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備が困難である。 そこで、広域、広範囲で被害防止対策(侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備)を地域住民と連携して検討する必要がある。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

熱海市及び伊東市を圏域とするあいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会が中心となり実施する。

侵入防止柵等の設置に関しては、各々の市があいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して整備を進め、啓発事業については、情報交換会及び現地研修会を熱海市及び伊東市の広域で開催していく。

なお、県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

また、狩猟期において市外の狩猟者による対象鳥獣の住宅地への追い込みにより住民とのトラブルが頻発しており、市外の狩猟者による発砲事故が発生した事案を受け、注意等を関係機関と連携して行う。

また、多面的機能支払交付金の活用による鳥獣害防止柵の設置・更新・保守管理、遊休農地の有効利用、緩衝帯の整備及び害獣の追い上げ・追い払い活動に対する支援を検討し、適宜実施する。